

イージーイーツーカーネットシステム接続規約

第1条（目的）

イージーイーツーカーネットシステム（以下、「システム」という）は、インターネットを通じて、電子メールまたは、ファクシミリにより紹介状、診療情報等を提供することで、病診連携、病病連携、診診連携の推進を図ることを目的とする。

第2条（参加資格）

本システムの参加には、静岡市イーツーカーネット医療連携協議会（以下、「協議会」という）の会員になること、若しくは、システム参加後に協議会の認定を得ることを条件とする。

第3条（接続の要件）

本システムは、患者の個人情報を扱うため、協議会が別途指定する暗号化装置を経由して接続するものとする。なお、暗号化装置は、事務局においてイージーイーツーカーネット接続用設定を施したのち、配布することとする。

第4条（暗号化装置の管理）

本システムへの接続に使用する暗号化装置は、その利用者が、厳重に管理する義務を負う。

第5条（暗号化装置の紛失等）

暗号化装置が紛失、或いは盗難にあった場合は、速やかに事務局に届け出なくてはならない。

第6条（取扱情報）

本システムを通じて送受信される情報は、紹介状、逆紹介状、返書のほか、治療に必要な患者情報、及び、参加者同士の連携に必要なものとする。

第7条（情報の管理）

本システムで扱う情報の管理責任は、情報の提供者及び受領者が負うものとする。

第8条（システム上の情報の保存期間）

本システムでは、送付された情報が、メール送受信、或いはF a x送受信が正常に行われたことがシステム的に確認できた段階で、速やかに削除するものとする。

- データの受渡しに必要な一定期間を経過しても受信が行われなかったデータについても、一定期間経過後は、自動的に削除するものとする。なお、一定期間については、連休等を考慮し、別途定めるものとする。

第9条（参加申込）

本システムに参加する者は、別途定める参加申請書に必要事項を記入の上、協議会に申し込むこととする。

第10条（ウイルス対策の義務）

本システムに接続する者は、コンピュータウイルス等のネットワーク被害からシステムを守るため、接続するコンピュータ、データ処理を行うコンピュータ或いはコンピュータシステムに対策ソフトを必ずインストールし、常に動作させておかななくてはならない。

- ウイルスパターンファイルは、日々（インターネット接続の都度）更新すると同時に、ウイルス対策ソフトが使用有効期限を迎えようとするときには、速やかに最新のものに更新し

なくてはならない。

第11条（システムの運営）

本システムの運営は、協議会が行うものとする。

第12条（事務局）

本システムの運営事務局は、協議会が行うが、当面、静岡市立静岡病院内に置き、その後協議会に移行する。

付則 この規約は、平成23年6月1日から施行する。